

令和6年度日高川町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 方針の対象範囲

本方針は、本町の全ての機関を対象とする。

3 物品等の調達対象となる障害者就労施設等

本町における調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 小規模作業所

カ 地域活動支援センター

（2）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める障害者を多数雇用している事業所

ア 障害者雇用促進法に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件を全て満たすもの）

（ア）障害者の雇用者数が5人以上

（イ）障害者の割合が従業員の20%以上

（ウ）雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達対象物品等

本町が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

食品類、雑貨、印刷製品等

(2) 役務

除草作業、清掃作業、軽作業等

5 調達目標

令和6年度の優先調達目標額は、前年度を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を全庁で共有し、障害者就労施設等への発注可能な物品等を所管課において十分検討し、発注に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成又は見直しを行ったときは、速やかに町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、概要をとりまとめ、速やかに町ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。